判例研究

被保険者を殺害した保険金受取人が、保険金請求権取得後に死亡した別の保険金受取人の相続人となった場合の保険金請求権の相続および譲渡の可否

〔商法 四八一〕

(平成一八年一〇月一九日東京高裁判決、平成一八年(ネ)第三五八四号保険金請求控訴事件、控訴棄却(上告)。原審:平成一八年六月二八日東京地裁判決、平成一七年(ワ)第一九三七二号。金融商事判例一二五五号六頁、判例タイムズ一二三四号一七九頁)

〔判示事項〕

被保険者の死亡により保険金請求権を取得したが、その後死亡した保険金受取人の相続人が被保険者を殺害した者であった場合でも、当該相続人は保険金請求権を相続し、また、これを第三者に譲渡することができる。

参照条文　商法六八〇条一項二号

〔事実の概要〕

A(保険契約者兼被保険者)は、Y損害保険株式会社(被告・控訴人)との間で、クレジットカード付帯の傷害保険契約(以下「本件保険契約」という。)を締結していた。その後Aは、平成一五年一二月一五日午前二時三〇分ごろ、死亡しているのを発見された(以下、「本件事故」とする。)。このAの死亡に伴う本件保険契約の死亡保険金請求権は、Yの傷害保険普通保険約款(以下、「本件保険約款」とする。)五条二項により、Aの法定相続人である父親Cと母親Bにそれぞれ一〇〇〇万円ずつ帰属することになる。ところが、Cは、本件事故の実行行為者であるとして、平成一六年一月一一日に逮捕され、その後起訴され

た。Cは無罪を主張していたが、平成一七年三月二四日、千葉地方裁判所で有罪の判決がなされた。一方、Bは平成一六年一月一六日に保険金請求権をYに対して行使しないまま死亡した。Bの相続人は、CおよびBの兄弟姉妹であるX_1〜X_3（原告・被控訴人）である。その後、Cは、X_2の知人である訴外Dと接見し、Dに対し、自身の有するBの保険金請求権の法定相続分の権利を原告X_1に譲渡することを承諾した。その後、DはCに対し、亡Bの保険金請求権の法定相続分の受取請求と、Cが有する亡Bの受け取るべき保険金請求権の法定相続分のX_1らへの権利譲渡について、Dを受任者とする委任状に同意の署名をした後、返送するよう依頼する旨の手紙を送付し、その返送を受けた。

Dは、Cからの前記委任状の返送を受けて、亡Aを被保険者とする各損害保険および生命保険について、各保険会社に保険金請求の手続きをしたところ、訴外Z_1生命保険相互会社およびZ_2損害保険株式会社は、亡Aの保険金請求権の二分の一を相続する亡Bの受領分については、Cが受け取ることは社会規範上問題があるが、Cからの権利譲渡によりXらが受け取ることは問題ないとして、これをX_1ら（代表してX_1に対して）に支払った。一方、X_1は、X_1〜X_3の「代表者」として平成一六年三月一二日、Yに対して保険金の支払いを求めたが、YはX_1らに対して二五〇万円を支払うにとどまった。そこで、X_1らはYに対し、「Bに発生した保険金請求権について、その相続分をCが譲渡することは、本件保険約款上なんら禁止されていないはずであり、本件保険約款の文言解釈としても、『他の者が受け取るべき金額についてはこの限りではありません。』とする第二章第三条一項二号但書は、Bが行使しえた権利を『故意』（に被保険者を殺害した）者以外のものが請求することを何ら妨げていないこと、また実質的にも、Bが存命中であれば、何ら問題なく請求できる債権が、たまたまBが亡くなったことによりYがその支払の免責を受けるというのは、Bの死を奇貨として不当な利得を得ることになり、衡平に反する」旨主張して、各二五〇万円（計七五〇万円）を支払うよう訴えを起こした。これに対し、Yは「Cは保険事故を発生させたものとしてその罪を問われているため、七五〇万円の保険金請求権を行使することができず、これを行使してその支払いを受けられることを前提として当該保険金授領権をX_1らに譲渡することはできない。実質的にも、故意に保険事故を招致したものが、いったんは保険金請求権の行使を禁止されたにもかかわらず、他の保険金受取人が死亡したことにより再度保険金請求権の行使の

機会を与えられるようなことになることは、本件保険約款の趣旨から認められないのであって、X_1らが七五〇万円の保険金請求権を取得することはない」と主張した。

原審では、本件は、Bが保険金請求権を行使しないまま死亡し、法定相続分によれば、その法定相続分の四分の三をCが相続することになるので、その行使の可否が問題となるところ、「本件保険約款は本件のような場合について規定を設けていないが、本件免責条項の文言からすれば、保険会社が支払いを拒否できるのは、当該『故意』者が本来的に受け取るべき保険金についてのみであり、いったん当該『故意』者以外の者に発生して帰属した保険金請求権については、被告はその支払いを拒否することは原則としてできないものと解するのが相当である。すなわち本件保険約款第二章第三条一項二号但書に、『他の者が受け取るべき金額についてはこの限りではありません。』とあるように、Cが『故意』者であるとして保険金請求を拒否されるとしても、Yが保険金支払いの責任を免れるのはその部分のみであり、他の受取人である亡Bの受領すべき保険金については影響を受けることなく存続し、たまたま同人がこれを行使することなく死亡した場合には、法定相続分に従った相続が生じるのであり、亡Bの相続人がこれを被告に対して行使できるのは当然である。もっとも本件免責条項の趣旨からすれば、本件事故を惹起せしめた『故意』者についてはいかなる場合であろうと、自ら保険金請求権を行使してこれを受領することは許されないと解すべきであるから、たまたまBの死亡により同人の保険金請求権をCが相続しても、これを行使して保険金を授与することは許されないところであるが、Cがこれを他の相続人に譲渡した場合には、譲受人はその保険金請求権を行使できると解するのが相当である…略…。実質的にも、そのように解さないと、いったん亡Bに発生した保険金請求権が、たまたま同人にはこれを行使する前に亡くなったという偶然の事情により、Yがその大部分の支払いを免れる結果となって不合理である。これに反する被告の主張はいったん発生した債権（保険金請求権）の帰属の問題と、属人的にその支払いを拒否できる事情とを混同するものであって採用することはできない」としてX_1らの主張を認容した。Yは、「本件保険約款の趣旨からすれば、Cが、Bの死亡に伴い相続した保険金請求権について、その行使ももとより譲渡することもできないというべきである。保険金請求権の行使ができない者がこれを他に処分することによって保険金請求権を行使したのと同様の結果を生じさせることは許さ

れないから、CのX_1らに対する保険金請求権の譲渡は無効である。本件保険金の支払いを拒絶することこそが社会秩序、公序良俗に適うものであり、その反射的効果としてYが保険金の支払いを免れるとしても、その点が不合理であるとすることはできない」と主張し、控訴した。

〔判　旨〕

控訴棄却。

「本件保険契約は、保険者が、被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に被った傷害に対して保険金を支払うものであり（本件保険約款一条）、保険金を受け取るべき者が故意により保険事故を生じさせた場合は、これを偶然な事故ということはできないことはもとより、保険契約に伴う射倖性の危険の現実的な表れというべき事態であり、本件保険約款三条一項二号本文はいわば当然の事理を規定しているものといえる。商法においても、保険金受取人の事故招致について、保険者の免責を認めている（同法六四一条、六八〇条）。一方、同条一項二号ただし書は、『ただしそのものが死亡保険金の一部の受取人である場合には、他の者が受け取るべき金額については、この限りではありません。』と規定し、保険金受取人が複数ある場合には、当該者の中に同条一項二号本文に該当するものがあっても、他の者の保険金請求権には影響しないものとし、保険金受取人の事故招致については、属人的な考え方をとっている。

したがって、保険金受取人のうちの一部の者に事故招致者があっても、他の保険金受取人の保険金請求権は発生するのであり、いったん発生した保険金請求権は独立した財産権として相続財産を構成し、相続により相続人に承継され、また、差押えの対象財産ともなる。この場合において、いったん発生した保険金請求権を相続した者が保険事故を招致した者であるときについて、本件保険約款は何らの規定もおかず、商法その他の法令においても特段の定めをおいていないから、本件保険約款の趣旨も含め、民法の一般条項に照らして、事故招致者において当該保険金請求権を行使することを妨げる特段の事情がない限り、上記の原則に従い、事故招致者であっても、いったん発生した保険金請求権を相続し、その行使又は処分をすることができ、また、保険金受取人の相続債権者あるいは事故招致者固有の債権者が保険金請求権を差し押さえることも可能であるというべきである。本件についてみると、本件保険契約により、保険金請求権は、Bにおいて発生し、そのいったん発

生した保険金請求権をCが相続したものであり、特段の事情がない限り、Cによる保険金請求権の行使を制限し、又はその処分の効力を否定することはできない。続いて、上記の特段の事情があるか否かについてみると、Cが被保険者であるAを殺害し、これによって有罪判決を受けた事実が認められるものの、本件全証拠によっても、殺害の動機は明らかでなく、保険金目的の殺害と認めるにたりる事情はなく、Bの死亡についても、Cの行為が直接影響しているとの事情もうかがえず、Cから被控訴人への債権譲渡についても、その譲渡人および譲受人それぞれの動機、対価の有無についても不明である。そのほか、Cにおいて、いったん発生した保険金請求権を相続した上、それを行使し、または処分することを妨げる特段の事情を認めるには至らない。従って、Cの本件保険金請求権の譲渡の効力を否定することは困難であると言わなければならず、被控訴人（X_1ら＝筆者注）の本件保険金請求権の行使を妨げる理由はない」。

〔研　究〕

判旨の結論に賛成。理由につき疑問あり。

一　これまで、保険金受取人または受取人の地位を相続する地位にある者が被保険者を殺害した場合における保険金受取人の遺族や他の受取人に対する保険者の免責の可否については、被保険者を殺害した保険金受取人が直後に自殺した場合において、その遺族の保険金請求を否定した最高裁昭和四二年一月三一日判決（民集二一巻一号七七頁）や、東京地裁平成元年二月二日判決（判例時報一三四一号一五二頁）、大阪高裁平成元年一月二六日判決（高民集四二巻一号九頁）など、過去にいくつか見受けられたが、本件は、被保険者を殺害し、自らの保険金請求分については保険者の免責の対象となった者が、他の「保険金を受け取るべき者」の取得した保険金請求権を相続によって取得・行使・譲渡できるかという点が問題となった、これまでに例を見ない珍しい事例であり、その意味で本件判決は今後の同種の事例における判例理論に大きな影響を与える事例であると考えられる。なお、本件は傷害保険における死亡保険金請求権が問題となったものであり、その意味で損害保険と生命保険の狭間にある問題とも言えるが、本件において問題となった本件保険約款の内容が、生命保険契約における保険者免責の規定である商法六八〇条一項二号とその内容を同じくしているため、本評釈では同条に関する分析を中心に行う。

二　本件判旨は以下のような構造からなる。すなわち、①本件事故は、「保険金額を受け取るべき者」であるCによる被保険者の故殺によるものであり、Cに対しては、Yは保険金の支払いを免責されるが、Bに対しては、同人が受け取るべき保険金額については、依然として免責されない、②Bの死亡によって、その保険金請求権はBの相続人に相続される、③約款・商法に特段の規定がない以上、いったん確定した保険金請求権は、Cが故殺者であっても相続人である以上、特段の事情がない限り保険金請求権を相続により取得し、行使、または第三者にも譲渡できる、という三点である。このうち、①、②の論点については特に問題はなかろう。Bが保険金を受け取れるという点については、商法六八〇条一項二号但書および本件保険約款からも明らかである。なお、Cは、厳密には保険金受取人として指定されていた者ではなく、被保険者兼保険金受取人であるAの相続人であるが、商法六八〇条一項二号にいう「保険金を受け取るべき者」とは、保険金受取人の相続人・譲受人や質権者・差押債権者等を含むと一般に解されている（大森忠夫「保険法」（有斐閣・昭和三二年）二九三頁、倉澤康一郎「保険法通論」（三嶺書房・昭和五七年）一三八頁、西島梅治「保険法〔第三版〕」（悠々社・平成一〇年）三六四頁、山下友信「保険法」（有斐閣・平成一七年）四七一頁等）ので、少なくともA死亡の時点で発生したCに対するYの保険金支払の免責が生じるのも特に問題はない。また、保険金請求権を行使しないまま死亡したBに代わって、Bの相続人が保険金請求権を相続するのも（少なくともX_1らに関しては）問題はない。本件において問題となるのは③の、故殺者であるCがBの相続人として保険金請求権を受け取り、かつ行使・譲渡することができるかという点である。すなわち、本件事例は、保険法と民法の交錯する場面において、故殺者に、故意の事故招致による利得を認めない、という保険法上のモラルリスク排除の論理が優先するか、いったん保険金請求権として成立し、さらにその権利者が死亡して、それが相続財産化した場合には、民法の相続法の原則が優先するかという問題であるが、これに関して言及した過去の判例では大審院明治四一年六月一九日判決（民録一四輯七五六頁）がある。この事例は、保険契約者兼被保険者兼保険金受取人Aが死亡した際に、保険者Yに対し、Aの債権者であるXが保険契約に基づく保険金請求権につき転付命令を受け、Yに対して保険金の支払を請求したものであるが、保険契約によって生じた権利は被

保険者の親族に限って譲り受けることができる、との当時の規定（明治四四年改正前商法四二八条二項）を理由に、Xの転付命令は商法に違反するとして、Yが支払を拒絶したものである。大審院はこの四二八条二項の趣旨を、生死に繋る場合において生命の危険を顧慮する必要があるからであり、生死の条件が成就して、保険金請求権が発生したからには普通の債権と異ならないとし、商法四二八条二項の規定は、生命保険契約に定めた生死の条件成就もしくは期限到来以前の権利の譲渡を制限したもので、既に条件成就した場合には適用外であり、よって譲渡についても商法による制限を加えることはできない、としてXの請求を認めている。本件判決もまたこの明治四一年判決の趣旨に沿うものであるといえよう。

このように本件判決は、一見粛々と民法の規定に従って解決を図っているように見えるが、その実、このような解釈を採ることの根拠として、当事者間の衡平をかなり意識している。本件判旨では明らかにされていないが、原審判決では、Yが免責されるのはCの受領する部分だけであり、他の受取人であるBの受領すべき保険金については、Yは本来支払わなくてはならないところ、たまたま同人がこれを行使することなく死亡したという「偶然の事情」によりYが二重の免責を受けることとなって不合理である、という理由付けがされていることからすると、Yと（C及び）Xとの間の実質的衡平をかなり重視していることがうかがわれ、本件判決もまたそのような観点に立っているといえよう。そこで以下では、まず商法六八〇条一項二号の趣旨について検討し、さらに本件判決に対し評釈を加える。

三　一般に商法六八〇条一項二号の趣旨は、公益性・信義誠実の原則に反するからといわれており（大森、前掲二九三頁、山下、前掲四七一頁など）、判例もそう判示している（前掲「昭和四二年判決」、最高裁平成一四年一〇月三日判決（民集五八巻八号一七〇六頁以下）など）。もっとも、昭和四二年判決では上記二点のほか、「保険事故の偶然性の要求に合わない」という理由もあげられていたが、最近では「偶然性」の意味は保険契約成立時の保険事故発生の不確実性を示すものであって、具体的保険事故が故意によるものか否かとは無関係であると考えるのが学説上一般的であるとされ、右の最高裁平成一四年判決では「偶然性の要求にあわない」という理由は挙げられていない（山下、前掲四七一頁。なお、本件判決では、本件保険契約が傷害保険であることもあってか、保険者免責の根拠を「偶

然の事故」ではないことに求めている。）。また、「信義則」については、保険金受取人が保険契約者でない場合には信義則違反は認められず、商法六八〇条一項二号の趣旨はもっぱら公益違反によるとする見解（梅津昭彦「生命保険者免責における公序―アメリカ法における Public Policy を参考として―」（東北学院大学論集 法律学五一＝五二号・平成一〇年）七一頁）もある。従って、この商法六八〇条一項二号の趣旨の中心は、反公益的あるいは「反倫理的」（倉澤、前掲一三八頁）な行為の排除にあるといえよう。この「公益」なる理由は極めて抽象的であるが、その沿革および保険法に要求される「モラルリスクの排除」という政策的観点から商法六八〇条の趣旨を探るならば、その具体的意味が明らかになってくる。

生命保険は「遺族の生活保障」というその経済的機能の点で大いに有用性をもつものであるが、歴史的には、例えばいわゆる「賭博保険」等、倫理的・道徳的な意味においてその性質上、「危険な契約」となる可能性が指摘されてきた。それゆえ、我が国においても、モラルリスク対策として、ロエスレル草案及び明治二三年旧商法では保険金受取人となりうる者の資格につき、被保険者の死亡によって保険金を取得することにつき、被保険利益があることの証明を必要とする、いわゆる「（被保険）利益主義」を、続いて明治三二年新商法から明治四四年同法改正までは保険金受取人を被保険者の親族に限る、いわゆる「親族主義」を採っていた（三宅一夫「他人の死亡の保険契約」（大森忠夫＝三宅一夫「生命保険契約法の諸問題」所収（有斐閣・昭和三三年）二五六頁以下）。

一方、商法六八〇条の規定はロエスレル草案七四五条がそのルーツであるとされ、ついで明治二三年旧商法六八二条二号も内容的には同草案を踏襲するものであったが、少なくとも文言上は保険金受取人による被保険者故殺の場合に保険者が免責となるかどうかについては明らかにされておらず、明治三二年新商法において、現行法と同じく保険金受取人による被保険者故殺による保険者免責の規定が明文化された（東京博文館蔵「商法修正案理由書」（明治三一年）三六二頁、青谷和夫「保険金受取人の被保険者故殺と商法六八〇条一項―殺害者に保険金取得の意思のない場合―」生命保険文化研究所所報一五号（昭和四三年）六一頁以下）。その改正時の解説書には「保険金受取人を被保険者の親族に限り、その人情に訴えて被保険者の殺害を防止しようとしたが、金銭のためには人情を顧みない人も少なくないことから、保険金を受け取るべき者による被保険

者故殺の場合には保険者の免責を認めると同時に受取人に利得を与えないこととした」という趣旨の記述（西川一男＝丸山長渡、「改正商法要義（上巻）」（明治三二年、平成一七年復刻・信山社（日本立法資料全集別巻三五八）六六一頁）があるが、この記述を見る限りでは、商法六八〇条一項二号がモラルリスク対策の一環として、政策的に設けられたように見受けられる。

そしてさらに、商法六八〇条一項一号と二号とを比較して、その性格の違いに着目するならば、より一項二号における「公益」なる趣旨の特殊性がより明らかになってこよう。すなわち、商法六八〇条一項一号では、被保険者の自殺、決闘その他犯罪や死刑の執行によって死亡した場合に保険者の免責を認めているが、実務上、契約締結後一定期間経過後の自殺や、決闘その他の犯罪・死刑の執行によって死亡した場合を約款によって保険者免責の対象からはずし、保険事故とすることもある。これらが強行規定ではなく、約款により保険者免責の対象からはずすことを肯定する理由としては、一般には「遺族保護のため」と解されている（大森、前掲二九四頁、石田満「現代法律学講座19 商法（Ⅳ）（保険法）」（青林書院・昭和五三年）三三二頁以下、倉澤、前掲一三八頁、西島、前掲三六二頁以下）が、これに対し、保険金受取人による被保険者故殺の場合には、約款によりこれを保険事故とすることは、おそらく認められないであろう（倉澤、前掲一三八頁、山下、前掲四七二頁、田中誠二＝原茂太一「新版保険法」（全訂版）（千倉書房・昭和六二年）二八五頁）。この違いはまさに、一号の場合、たしかにそれによる保険金取得が一般に反倫理的・反道徳的であって許されないのは勿論としても、一号所定の事実は被保険者自身の意思（死刑の場合もその原因を作ったのは自らの意思）によってもたらされることから、遺族保護のために遺族の保険金取得を認めうる余地があるのに対し、二号の場合は一号と比較して、被保険者の意思に拘わらず被保険者の死亡という事実が生じてしまい、しかもそれが保険制度に対する社会的信頼性を侵す度合は一号における場合よりはるかに大きいところにあると考えられよう。したがって、商法六八〇条一項二号の趣旨を「公益に反するため」というとき、その中身として、故殺者である保険金受取人が保険金を取得するのが反倫理的・反道徳的（あるいは反社会的）であって許されない、という理由のほか、不当・不法な利得をもくろむ「保険金を受け取るべき者」からきわめて危険な立場にある被保険者を守り、さらには保険制度の社会的信頼性を守る、という政策的理

由もあり、二号では特に後者の比重が高いのではないか、とも思われるのである。かような視点に立つならば、商法六八〇条一項二号はかなり強行性の高い規定であり、この政策的理由も踏まえて、類似の状況にあるような本件事例においても可能な限り同条の趣旨を斟酌し、反映させる必要があろう。

この点、原審判決は、故殺者の相続による保険金請求権の取得及び譲渡は認めても故殺者自らの行使は認められないとする。おそらくこれは、上記にみたような同条の趣旨及びその強行性をふまえてか、相続財産となった保険金請求権を取得することについては否定する理由がないとしつつも、故殺者自身の行使を認めることについては躊躇したものであろうと推察される。しかしながら、故殺者本人は権利を行使することはできないが、権利の取得及び他人への譲渡は可能、と切り分けるのはいかなる論理に基づくものであろうか不明である。よって、原審の構成は採りがたい。

四　さらに本件判決は、むしろ例外である「特段の事情」が認められる場合に理論上問題が生ずるように思われる。本件判決は「特段の事情」があった場合には「保険金請求権を相続した上、それを行使し、または処分することを妨げる」とするが、これは果たしていかなる法的処理を意味するのであろうか。考えられるとすれば、一つは（イ）「特段の事情」がある場合には、故殺者は相続の対象からはずれ、相続による取得もできない、と解せられるし、あるいは、（ロ）仮にもしこれが、相続により取得はできるとしても、行使・処分ができない、という意味であれば、「特段の事情」がある場合に限り、故殺者の取得した保険金請求権については（商法・約款の規定に従って）保険者免責となる、とも解せられよう。しかし、（イ）のように考えるとすれば、Bの保険金請求権は、全額Xらに相続されることになるので、Yが不当に支払を免れることにはならず、その点では妥当といえようが、そのように構成する根拠をどう考えるのか、少なくとも本件判決では明らかにされていない。また、（ロ）のように考えるとすれば、本来「特段の事情」があろうと無かろうと、保険者免責の効果は属人的に発生し、免責の対象とならないBの受け取るべき保険金請求権はいったん発生した以上、再び免責の対象にならないとしておきながら、「特段の事情」があるときには、仮にCがXに譲渡する意思であったとしてもYの免責の対象となり、Xは譲渡を受けられないことになる。

しかしこれは、Xの立場からしてみれば、Xにはかかわりのない「特段の事情」があることによって、Xは保険金請求額が減額され、他方、Yは多額の免責に浴することとなり、XとYとの間の衡平、という観点からすれば不当である、との批判がありえよう。こうしてみるならば、(イ)のほうが、当事者間の衡平も含めて考えると、すわりが良さそうである。では、「一般条項」に照らして、仮に(イ)のような法律関係の処理が可能であるとするならば、どのような理論構成が妥当であろうか。一つは本件判決では触れられていないが、Cの権利の取得が相続によるものであることに鑑み、「相続欠格」の規定を参考にする余地もあろう。

民法八九一条一号では、「故意に被相続人または相続について先順位もしくは同順位にあるものを死亡するに至らせまた至らせようとしたために、刑に処せられたもの」が相続人としての資格を欠く、としている。同条の趣旨は、相続による財産取得の秩序を乱し、違法に利得しようとしたことに対する制裁(幾代通「相続欠格」(中川善之助還暦「家族法大系Ⅳ」所収・有斐閣・昭和三五年)六七頁)、あるいは相続人と被相続人との間の「相続共同体的関係」を破壊したことに対する制裁(我妻栄＝立石芳枝「親族法・相續法(法律学体系コンメンタール)」(日本評論新社・昭和二七年)三九二頁等)と一般に説明されているが、要するに被相続人・先順位・同順位の者の殺害、という反倫理的・反公序的行為によって得た権利・地位の取得を排除しようとする点においては、商法六八〇条一項二号の趣旨とほぼ軌を一にするものであると解される。そして本件事例についてみれば、民法八八七条一項および八九〇条からすると、被相続人BにとってAとCは相続上同順位ということになり、相続欠格の要件の一つに該当するとも考えられる。もっとも本件事例では、相続欠格のその他の要件である「故殺者が処刑されたこと」が事実関係からは明らかではなく(一審で有罪判決を受けているが、確定したかどうか不明)、かつ学説上は刑が確定しても執行猶予つきの場合には相続欠格とならない、というのが通説であり(我妻＝立石、前掲三九三頁、幾代、前掲七一頁、中川善之助＝泉久雄「相続法(第三版)法律学全集24」(有斐閣・昭和六三年)七八、八〇頁、鈴木禄弥「相続法講義」(創文社・昭和六一年)二〇頁など、反対、法曹会昭和五年二月一九日決議(法曹会雑誌八巻四号)一一四頁)、これらの要件につきどう評価するかについてはなお検討を要する。

他方、保険法上の理論に照らしてその根拠付けを考えるならば、外国の保険法における規定が参考となろう。わが国では故殺者の受け取るべき分について保険者の免責を認めるが、ドイツでは保険契約法一七〇条二項において、「保険金受取人による被保険者故殺の場合には保険金受取人指定がなかったものとみなされる」ものとし（外国法判例研究叢書「独逸商法（Ⅳ）」（有斐閣・昭和三一年復刊）二三七頁）、保険者は免責されない、とされている。また学説では、受取人の差押債権者による故意の事故招致の場合、二項を類推適用して、（差押債権者が受取人の資格を失う結果）保険金受取人は差押がないときのように保険金を受領できると解されている。（Prölss = Martin; Versicherungsvertragsgesetz, 27. völlig neubearb. Aufl., (2004), S. 927f; Bruck-Möller, Kommentar zum Versicherungsvertragsgesetz, 8. Aufl., (1988), S871.）。

また、州により多少異なるが、アメリカ法も、保険金受取人が故意かつ不法に保険者を殺害した場合、保険金受取人の資格を喪失すると判断され、保険金受取人が資格を喪失した場合には、被保険者生存中に保険金受取人が死亡した場合のように保険金はその他の保険金受取人か被保険者の遺産に支払われる、とされる。また、いくつかの裁判所は相続法上、殺害者である法定相続人が相続の資格を喪失することはない場合、殺害者を保険契約上の保険金受取人である場合と、被保険者の遺産からの相続で保険金を受け取るものに分けて前者は資格を喪失するが後者は保険金を受領できるとするが、他の州ではこのような相続は認められない、とする（John F. Dobbyn, Insurance law 4th ed. (1997), pp. 230-231; ジョン・F・ドビン著＝佐藤彰昭訳「アメリカ保険法」（木鐸社・平成一〇年）一一七頁。

さらにはわが国でも立法論として、遺族者保護のために、故殺者を保険金受取人の指定から外すことを唱える論者（青谷和夫「生命保険契約法」（有信堂・昭和三八年）二五八頁、石田、前掲三三四頁、鴻常夫、「保険金受取人による被保険者の殺害」（別冊ジュリスト『商法（保険・海商）判例百選（第二版）』・平成五年）一〇七頁）や、約款によって、保険者は故殺者に対して保険金を支払わないものの免責はされず、保険金額全額を他の受取人等に支払う約定を結ぶことも可能であると説く論者（青谷「嘱託殺人ないし自殺ほう助と商法六八〇条一項二号適用の有無」（別冊ジュリスト『保険判例百選』・昭和四一年）一九一頁、西島、前掲三六五頁、倉澤、前掲一三九頁。なお反対、山下、前掲四七一頁）もあることからすると、公序・公益や衡平

の見地から一般則として考えるに当たり、これらの規定、学説等も根拠とすることができよう。

さらに、上記のように考えるならば、果たして「特段の事情」の有無により、故殺者に相続を許すか、相続者としての資格を失わせるかの区別を設ける必然性はあるのだろうか再検討が必要となりそうである。すなわち本件判決は、当事者間の衡平あるいは公序を意識して、保険金取得目的等の「特段の事情」がある場合には、例外的に相続による権利の取得・行使・譲渡を否定しようとしたのであろうが、その根拠として考えられるべき保険法上の保険者免責の規定では、「保険金取得目的」は要件とされていないし、あるいは相続欠格の規定にしても、「相続財産を取得目的あるいは相続上有利になろうとする目的」を必要とする学説（幾代、前掲七〇頁、中川善之助編（山中康雄筆）「注釈相続法（上）」（有斐閣・昭和二九年）七四頁等）もあるが、反対説（中川善之助＝泉久雄編（加藤永一筆）「新版注釈民法（26）」（有斐閣・平成四年）二九六頁、内田貴「民法Ⅳ 親族・相続」（東京大学出版会・平成一四年）三四〇頁）もあり、その適否については見解が分かれている。従って、保険法における保険者免責および相続法における相続欠格の双方にわたり、その基底に存在する「クリーンハンドの原則」とでも言うべき倫理・道徳観念や、公益・公序観念を基礎とした「一般則」に照らし、それら規定の趣旨を参酌して合理的な法律関係の処理を目指そうとするならば、「特段の事情」の有無を問わず、「故意による被保険者の殺害」という要件をもって故殺者から（相続による）保険金請求権取得の資格を失わせ、その全額をその他の相続人に相続させる、という構成もありうるのではないかとも思われる。

ただ、このように理論構成をとるならば、本件判決の理由づけを支持する立場からは、例えば「家族関係に悩んでの殺人など、保険金取得目的を伴わない場合に、Cが相続による保険金請求権の取得を受けられずかつ行使もできないのは、Cの利益を大きく損ない、不当である」といった批判もありえよう。しかし、本件判決はその実、C自らは権利を行使せず、（譲渡によって）結果的にX_1らがBの保険金請求権を全て取得し、一方Yも、Cに対する以上の更なる免責がない、という結果がまず先にあって、それを前提としてCに対する相続による取得・行使・譲渡を認める、という理論構成をとっているのではないか、とも見受けられるのである。前述のとおり原審判決では、C自身による保険金請求権の取得・譲渡は認め、行使だけ否定するが、

これは結果としては問題ないものの、ただその構成は理論上説明が難しいことから、本件判決ではこれを改め、原則として相続による権利の取得・行使・譲渡の全てを認めた上で、「特段の事情」がある場合は例外とする、という構成を採ったのではないかとも推察されるのである。そうだとすれば、上記私見のような構成をとったとしても格別Cへの配慮を欠き、当事者間の衡平を失するということにもならないであろうし、かつこのような構成を採ることによって、先に見たように、被保険者を危険から守り、保険制度への信頼性を守るという、商法六八〇条一項二号に課せられた「政策的要請」をも満たすものであろうと考える。

以上の検討から、本件判決については、結論については賛成するも、その理由付けについては若干の疑問が残る次第である。

〔追記〕本件に関する評釈としては本稿の他、甘利公人「保険金受取人の相続人による被保険者故殺と保険金請求権の相続の可否」損害保険研究六九巻二号（二〇〇七年八月）二八七頁以下がある。

堀井　智明